

未承認医療機器の臨床研究実施の手引き(案)

平成23年3月11日

METIS

未承認医療機器による臨床研究 戦略会議

目 次

1. はじめに	1
1.1 背景.....	1
1.2 目的.....	1
1.3 適用範囲.....	1
2. 医療機器と臨床研究	3
2.1 医療機器とクラス分類.....	3
2.2 医療機器の治験制度.....	5
2.3 医療機器の臨床研究.....	6
2.4 医療機器と医薬品.....	7
2.5 医療機器と保険収載.....	8
2.6 未承認医療機器の臨床研究の手順.....	9
3. 未承認医療機器の臨床研究	10
3.1 計画と準備.....	10
(1) 事前の確認.....	10
① 臨床研究機関の要件.....	10
② 研究者等の資格要件の確認.....	10
③ 臨床研究の正当性.....	10
④ 未承認医療機器の入手（手配）の合法性の確認.....	11
⑤ 利益相反に関する確認.....	11
⑥ 社会的弱者への配慮.....	11
⑦ 倫理審査委員会等の承認.....	11
(2) 計画の立案.....	11
① 臨床研究実施計画書（プロトコル）.....	12
② 説明文書・同意文書.....	16
③ 症例報告書様式（CRF：Case Report Form、ケースカード、調査票）.....	17
④ 臨床研究機器概要書.....	17
⑤ 臨床研究機器の操作トレーニング実施計画.....	19
⑥ チェックリストの作成.....	19
(3) 契約書の作成.....	19
① 研究契約.....	19
② 医療機器提供・メンテナンス契約.....	21
③ 機密保持・知的財産・補償・費用等に関わる契約.....	22

(4) 審査・承認.....	22
① 利益相反委員会.....	22
② 倫理審査委員会.....	22
③ 実施医療機関.....	23
3.2 実施.....	23
(1) 臨床研究の登録.....	23
① データベースへの本登録手続き.....	23
(2) 未承認医療機器の管理.....	24
① 受領・回収・廃棄.....	24
② 臨床研究機器提供者の役割.....	24
③ 品質の確保.....	24
(3) 被験者の保護.....	24
① 個人情報管理.....	24
② インフォームド・コンセント.....	25
③ 補償.....	25
(4) 臨床研究の実施.....	25
① データの記録・保管.....	25
② 有害事象の記録・報告.....	25
③ 継続審査（年一回）.....	25
④ 試料の管理.....	26
⑤ 臨床研究の変更.....	26
3.3 中断・中止・終了.....	26
(1) 臨床研究の中断・中止・終了.....	26
(2) 臨床研究の中断・中止の場合の連携.....	26
(3) 臨床研究の中断・中止・終了の手続き.....	26
① 倫理審査委員会への報告.....	26
② 被験者への対応.....	27
③ 試料、記録の保管、管理.....	27
④ 未承認医療機器の取扱い.....	27
(4) 研究報告.....	27
① 研究報告書.....	27
② 医療機器を提供した企業への報告.....	27
③ 研究結果の公表.....	28
4. おわりに.....	29
付録.....	30

1. はじめに

1.1 背景

医療機器は絶え間ない改良・改善の繰返しにより、新しい技術や治療・診断法が開発されている。新医療機器、改良医療機器を問わず、新たな診断・治療法を実用化し、広く社会に還元するためには、それらの医療技術について臨床的な評価が求められる。

第 3 期医療技術産業戦略コンソーシアム(METIS)^(脚注1)の第 4 回医療テクノロジー推進会議(2009 年 3 月 17 日)では、「医療機器の臨床研究の基盤整備に向けて」の中で、医療機器の臨床研究に関する幾つかの課題が報告された。同報告は、「新たな治験活性化 5 ヶ年計画」等で治験実施の基盤整備は進んできているが、医療機器の臨床研究については実施基準が明確ではなく、倫理審査の申請書等の作成手順等のシステム化が遅れていることを指摘し、医療機関が実施する「医療機器の臨床研究」の手続、ならびに、医療機関・企業等の役割分担と、企業の支援のあり方を明確化することを課題として挙げている。

これまで、未承認医療機器の臨床研究への提供が薬事法違反になるかどうかの基準が明確ではなかったため、医療機器産業界は未承認医療機器の提供に関しては慎重であったが、厚生労働省が 2010 年 3 月 31 日に医薬食品局長通知「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について(薬食発 0331 第 7 号)」を发出し、その中で未承認医療機器の提供等に係る薬事法適用の基本的な考え方を示したことから、未承認医療機器を用いた妥当な臨床研究の実施要件が明確になりつつある。

これらの産学官の動きを受けて、第 4 期 METIS の戦略会議Ⅲ「未承認医療機器による臨床研究」では、同通知および「臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年 7 月 31 日全部改正)」に準拠した「未承認医療機器の臨床研究実施の手引き」の策定を進めてきた。

1.2 目的

医療機関の研究者が未承認医療機器を用いた臨床研究を実施するにあたって、現行の法令、通知、指針等に準拠した実施手順を明確にするための支援ツールを提供し、医療機器を用いた臨床研究の活性化に寄与することを目的とする。これにより医療の発展に結びつける。

1.3 適用範囲

「臨床研究に関する倫理指針(平成 20 年 7 月 31 日全部改正)」および厚生労働省医薬食品局長通知「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る 薬事法の適用について(薬食発 0331 第 7 号)」が対象とする未承認医療機器の臨床研究に関して適用する。

なお、「本手引き」は倫理指針等を解説・説明したものではなく、倫理指針等に定められた規定に準拠しつつ未承認医療機器の臨床研究を適切に実施するための手続きを示したものである。

(脚注1)医療技術産業戦略コンソーシアム(METIS)

医療機器産業連合会(医機連)に事務局を置く産学連携のコンソーシアム(関連省庁、独立行政法人がオブザーバー参加)。医療の進歩・国民の健康に貢献する医療機器・用具の産業技術力向上及び国際競争力強化を目指し、研究開発から市場化までのすべてのプロセスにおけるマクロな戦略の検討と、医療機器の重要性について社会的認知の向上を実現するための仕組み及び、個別プロジェクトの形成をはかるための戦略運営委員会として活動している。2001年3月に第1期がスタートし、2009年10月から2012年3月まで第4期METISが活動中。

<http://www.jfmda.gr.jp/metis/index.html>

医療機器産業連合会(医機連)：

医療機器、器材や用品等の開発、生産、流通に関わる団体等によって構成され、医療機器産業界の総意を形成し、これを社会に発信すると共に、産業界内部に対してもあるべき方向を示す役割を負う連合会。1984年2月に設立、現在20団体(傘下企業約4,900社)で構成される。

<http://www.jfmda.gr.jp/>

2. 医療機器と臨床研究

2.1 医療機器とクラス分類

医療機器^(脚注 2)は、開腹手術に用いられるハサミ、メス等の鋼製小物、在宅用医療機器、心電計、脳波計などの生体情報の検査装置、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡などの画像診断装置から、リニアックなどの放射線治療装置、ペースメーカーなどの体内埋込機器、補助人工心臓、再生医療に至るまで、医薬品とは異なり多種多様な形態で存在する。また、これらは改良・改善を繰り返すことで性能が大きく向上してきた。

この多様性のため、既存の医療機器は、その機器の人体等に及ぼす危険度に応じて、表 1 に示すクラス分類が行われている。不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるクラス I から、人体への侵襲度が高く、不具合が生じた場合、生命の危険に直結するおそれがあるクラス IV まであり、薬事法は、医療機器の品質、有効性および安全性を確保のために、これらに対して種々の規制を設けている。

特に、直接または間接に人もしくは動物に適用する医療機器の設計においては、物理的、化学的、生物学的、電気的安全性等が要求される。このため、医用電気機器に対する基本的要求事項としての国際規格 (IEC60601-1)、生物学的安全性の規格 (ISO10993-1) などが制定され、各国で国内規格として取り入れられている。さらに、医用電気機器は、電磁波適合性に関する規格 (IEC60601-1-2) により、妨害電磁波に対する耐性や電磁波放射ノイズが規制されており、日本、EU 等で医療機器の承認を得るにあたっては、同規格に適合することが要求される。

表1 医療機器のクラス分類

クラス分類			製造販売		販売業・賃貸業	例
			業許可	承認等		
一般医療機器	クラス I	不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるもの	必要	不要 (要届出/ 自己認証)	規制なし (一部要許可)	体外診断用機器・鋼製小物・歯科技工用用品・救急絆創膏
管理医療機器	クラス II	不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが比較的低いと考えられるもの		要承認 (要認証)	要届出 (一部許可)	画像診断装置・心電計・血圧計・家庭用電気マッサージ器
高度管理医療機器	クラス III	不具合が生じた場合、人体へのリスクが比較的高いと考えられるもの		要承認	要許可	放射線治療装置・透析器・人工骨
	クラス IV	患者への侵襲度が高く、不具合が生じた場合、生命の危険に直結するおそれがあるもの				

クラス I は製造販売の「届出」を行うことで商品として販売することができる。また、クラス II で適合性認証基準がある品目については、第三者の民間登録認証機関による「認証」となるが、クラス II の一部、クラス III、クラス IV は薬事法に基づく「承認」が必要となる。製造販売の「承認」、「認証」、または「届出」が行われていない医療機器は全て「未承認医療機器」^(脚注 3) となり、薬事法の規制によりその製造販売が厳しく制限される。

クラス分類とは別に、保守管理に特別の技術が必要とされる機器は「特定保守管理医療機器」、
「特定保守管理医療機器」の中で、設置に特別の技術等が必要とされる機器は「設置管理医療機器」として告知され、適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療または予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとされている。

(脚注2) 日本、EU、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアによって構成されている医療機器規制国際整合化会議(Global Harmonization Task Force, 1993年発足)は、医療機器を「あらゆる計器・機械類、体外診断薬、物質、ソフトウェア、材料やそれに類するもので、人体への使用を意図し、その使用目的が、疾病や負傷の診断、予防、監視、治療、緩和等、解剖学または生物学的な検査等、生命の維持や支援、医療機器の殺菌、受胎の調整等に用いられるもの」と定義している。また、2002年改正の薬事法第2条第4項は、「この法律で「医療機器」とは人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、または人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であつて、政令で定めるものをいう」とし、政令(薬事法施行令)で類別を定めている。

(脚注3)「未承認医療機器」は薬事法第14条第1項の承認を受けていない医療機器を指す。薬事法第14条第9項(薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む)の承認された事項の一部の変更承認を受けていないもの、薬事法第14条の9の製造販売の届出をしていないもの、薬事法第19条の2第1項の外国において製造される医療機器の製造販売の承認を受けていないもの、薬事法第23条の2第1項の製造販売の認証を受けていないもの、薬事法第23条の2第4項の認証された事項の一部の変更認証を受けていないものを含む。

2.2 医療機器の治験制度

医療機器は、表2に示すように、新規性の程度によって製造販売の承認申請区分^(脚注4)が「新医療機器」・「改良医療機器」・「後発医療機器」に分類される。この中で、原則として既承認医療機器との実質的同等性が認められる「後発医療機器」や、臨床的な有効性および安全性が、性能試験、動物試験等の非臨床試験成績または既存の文献等によって評価が可能な一部の「改良医療機器」を除いては、医療機器は臨床試験の結果を添付して有効性と安全性を示すことが求められる。この添付資料の収集を目的とした臨床試験が「治験」であり、「治験」の枠組みの中では、企業は「承認」・「認証」を受けてない医療機器を製造し、医療機関に治験機器として提供することができる。

表2 医療機器の承認申請区分

承認申請区分	承認基準	臨床試験の試験成績に関する資料の添付(治験の可否)	各承認区分の定義 (平成21年3月27日付 薬食発第0327006号)
新医療機器	なし	要	既に製造販売の承認を受けている医療機器と構造、使用方法、効能、効果または性能が明らかに異なる医療機器
改良医療機器	なし	要	「新医療機器等」または「後発医療機器」のいずれにも該当しない医療機器であり、すなわち、再審査の指示を受ける対象となるほどの新規性はないが既存の医療機器と構造、使用方法、効能、効果または性能が実質的に同等ではないもの。
		不要	
後発医療機器	なし	不要	既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果および性能が同一性を有すると認められる医療機器であり、すなわち、既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果および性能が実質的に同等であるもの。
	あり		

(脚注4)「承認基準」とは統一的な技術要件を定めたもので、その基準への適合性を客観的に判断することが出来、原則、国際基準等において臨床試験成績に関する資料の添付が不要の範囲の品目を定めている。表1の第三者の民間登録認証機関による「認証」のための「認証基準」とは異なる。

2.3 医療機器の臨床研究

一方で、「新医療機器」、「改良医療機器」、「後発医療機器」を問わず、より良い医療機器を実用化し、広く社会に還元するため、開発の過程、ならびに製造販売後において改良改善を積み重ねる必要がある。この改良・改善を臨床現場で行うことによって、機器の性能向上のみならず、より患者にやさしい、また、操作性に優れた医療機器の開発が可能となる。EUでは、誤使用等のリスクを防止するために「ユーザビリティ」という規格を定め、医療機器を市販するための条件の一つとしている。これらの医療機器の臨床評価は、薬事法上の承認を目的とする「治験」とは異なるため、医師主体の「臨床研究」として、薬事法とは別の枠組みで実施することになる。

この場合、薬食発 0331 第 7 号（平成 22 年 3 月 31 日）に示された「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」を遵守する必要がある。この通知の中で、「未承認医療機器」の提供等が薬事法に抵触しない場合の妥当な臨床研究として、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）などの従来から適用されている指針を遵守して実施されるものであることや、医師または歯科医師が主体的に実施する臨床研究であることなどが示されている。

医療機器の臨床研究を実施するに当たっては、リスクによる違いを十分に確認する必要がある。2009 年 4 月に施行された「臨床研究に関する倫理指針」では、「介入研究と観察研究」および「侵襲性の有無」によって研究を下記のように類型化している。

- ① 「侵襲性を有する介入研究」
- ② 「侵襲性を有しない介入研究」と「侵襲性を有する観察研究」
- ③ 「侵襲性を有しない観察研究」

「介入研究」とは、投薬や手術などの医療行為を伴う研究のなかでも、①通常の診療を超えた医療行為で、かつ研究目的で行われるもの、あるいは、②通常の診療と同等の医療行為であっても、割り付けて群間比較するものと定義されており、それ以外の研究は「観察研究」となる。「通常の診療を超えた医療行為」は「一般的に広く行われている医療行為以外、例えば、医学的に効果が検証されていない新規の治療法のことなど」と規定されており、さらに、介入の定義における「医療行為」は、「(健康成人、患者を問わず) 有効性・安全性等を評価するために、評価目的の医薬品を人体に投与し若しくは医療機器または手技等を人体に適用し構造または機能に影響を及ぼす行為」とされている。

また、「侵襲」とは、「被験者に対する危険性の水準が一定程度以上の医療行為を行うもの」として、投薬、医療機器の埋め込み、穿刺、外科的な治療、手術等」で、「投薬や手術など、人体の機能や構造に大きな影響を与える行為」、あるいは、「被験者から試料等の採取のために行われる採血や穿刺を伴う行為」となる。後者では、血液や組織など人由来試料を利用した研究を念頭に、その採取が研究目的で行われているかどうかという観点で「侵襲」を定義している。つまり、「侵襲」の定義には異なる 2 つの意味があり、介入研究での「侵襲」とは、

主に被験者に身体的リスクを与える投薬や手術等の行為を指し、観察研究での「侵襲」とは、専ら研究目的で生体を傷つける採血や穿刺等の行為を指していることに留意する必要がある。（「研究倫理ガイド No2,3 東京大学生命・医療倫理教育研究センター発行」から引用）

2.4 医療機器と医薬品

医療機器の臨床研究では、リスクとともに、医薬品との相違を十分に考慮する必要がある。医療機器と医薬品との主な相違点を表3に示す。

医療機器の作用機序は、主として物理的特性に基づくものであることから、機器の性能に大きく依存し、非臨床試験、物理的な性能評価が重要となる。また、医療機器は改良、改善が継続的に行われ、製品のライフサイクルが短い。さらに、医療機器の臨床研究はブラインドテストが困難であり、必ずしもランダム化による統計学的な有意性を得ることが目的とはなっていない。このため、医療機器の臨床研究は、医薬品とは位置づけが大きく異なり、それぞれの機器の特性、臨床研究の目的に適した評価項目を設定して実施する必要がある。

表3 医療機器と医薬品の相違点

	医療機器	医薬品
市場規模(日本)	約2.2兆円	約8兆円
種類	約30万品目	約1万7千品目
必要な技術、材料など	多くの材料と多様な技術	天然物質、化学物質
作用機序	物理的作用等、明らかなものが多い	化学的、生物学的作用
使用上の留意点	操作方法の習得	経口、注射等による投与の用法用量
保守・廃棄	保守管理が必要	特になし(保管・管理は必要)
有効性	使用者の習熟度に依存	患者の個人差に依存
学問・技術分野	機械工学、電気工学、材料工学など	薬学、化学、生物科学、遺伝子工学など
企業の歴史	比較的歴史が浅い	長い歴史がある
企業規模	80%が中小企業	多国籍の大企業
医療分野	診断、治療、モニタリング	主に治療
イノベーション	主として医療の現場のニーズから	実験室から
製品ライフサイクル	3～15年	10年以上
保険収載	製造販売後、一定の評価が得られた時点	製造販売と同時

NPO 法人医工連携推進機構「医療機器への参入のためのガイドブック」から改変

2.5 医療機器と保険収載

日本では、医薬品の薬事承認と保険収載（薬価収載）は、ほぼ対応しており、薬価は、ワタチンのような一部の例外を除き、ほぼ製造販売と同時に銘柄ごとに決定される。これに対して、医療機器では薬事承認と保険収載は必ずしも対応していない。特に、「新医療機器」の場合は、公的な医療保険制度の適用条件を満たすと判断されるまで相当の期間を要することも多く、最終的に保険収載に至らないこともある。

このため、保険診療^(脚注5)の評価を行うために保険診療との併用が認められた「先進医療」の制度などを活用することも重要となる。先進医療は、「第2項先進医療」と「第3項先進医療（高度医療）」がある。「第2項先進医療」は、先進医療技術とともに用いる医薬品や医療機器などについて、薬事法上の「承認」・「認証」・「届出」がある場合であるが、「第3項先進医療」は、2008年4月に導入された「高度医療評価制度」に基づき、医療技術の普及と科学的評価可能なデータ収集の迅速化を目的とした制度で、「未承認医療機器」を用いた場合でも、一定の条件を満たせば保険診療との併用を可能としている。

(脚注 5) 薬事法による承認または認証を受けたクラスⅡ以上の医療機器を保険診療で使用するためには、保険適用されている必要がある。医療機器の保険適用申請には、以下のA1、A2、B、C1、C2申請がある。A1(包括)は体温計や縫合糸、血圧計のように診療報酬項目のいずれかの技術料に包括されるもの。A2(特定包括)は、MRI や CT 装置、内視鏡のように特定の診療項目の技術料に包括されるもの。B(個別評価)はカテーテルや人工関節用材料のように特定保険医療材料として個別に保険償還価格が設定されているもの。また、C1(新機能)は、医療機器を用いた技術料はすでに診療報酬項目として設定されているが、特定保険医療材料としての機能区分が設定されていないもの。C2(新機能・新技術)は、技術料も特定保険医療材料機能区分も設定されていないため、新たな機能区分、診療報酬改定時に新技術料を設定する必要があるものとなる。

2.6 未承認医療機器の臨床研究の手順

大学病院等では「臨床研究に関する倫理指針」に準拠した「臨床研究に関する手順書」等の整備が進んでいるが、上記の医療機器に特有な事項を取り入れた臨床研究実施の手順書等は十分には整備されておらず、臨床研究を実施する上での課題となっている。図1に典型的な「未承認医療機器の臨床研究実施のフローチャート」を示す。次章では、これに基づいて、臨床研究の実施手続きの各項目について解説するとともに、留意点を示す。

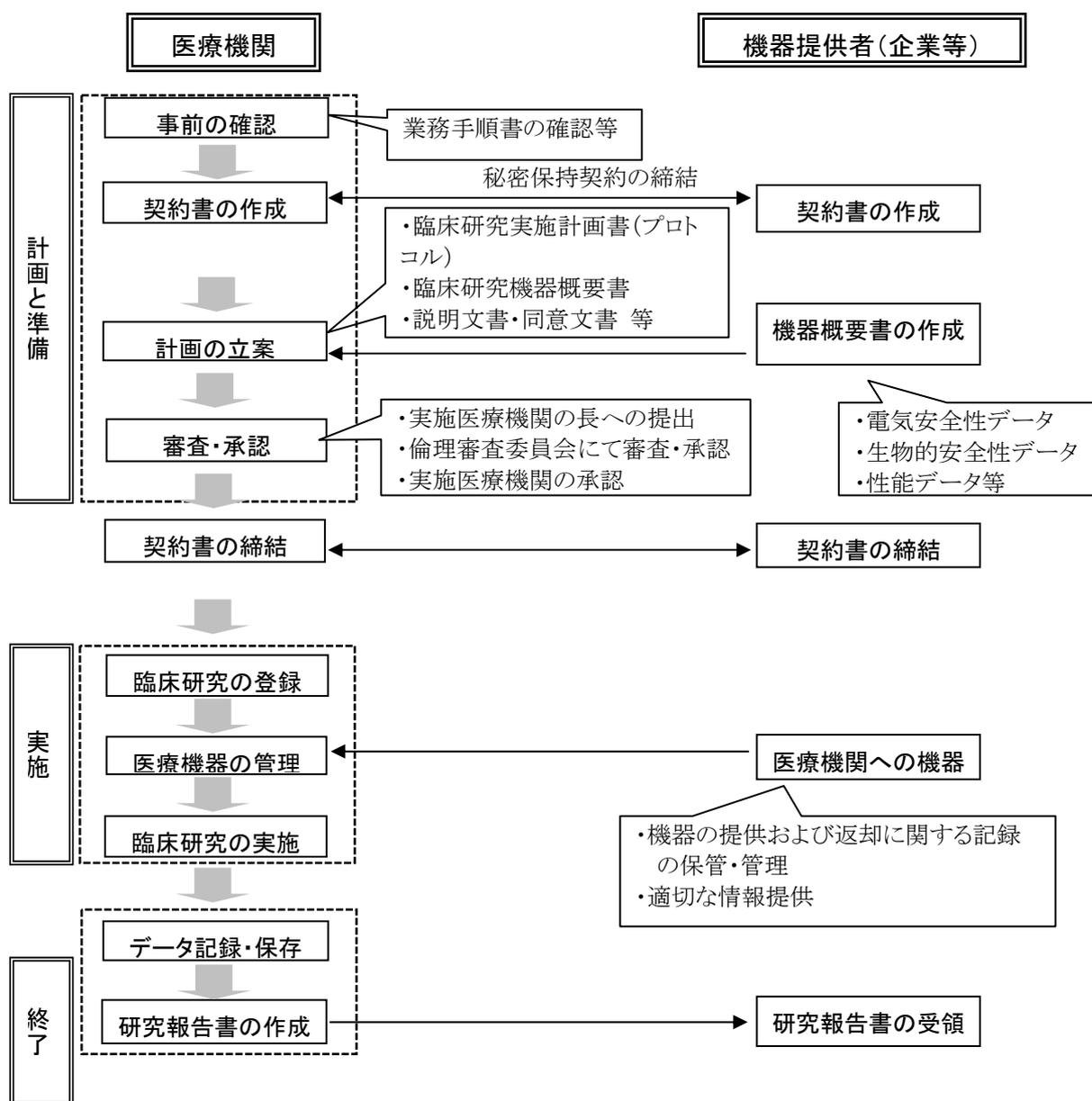


図1 未承認医療機器の臨床研究実施のフローチャート

3. 未承認医療機器の臨床研究

3.1 計画と準備

(1) 事前の確認

① 臨床研究機関の要件

臨床研究を行う臨床研究機関は以下の要件を満たす必要がある。

- i) 臨床研究機関の長が未承認機器を用いた臨床研究の実施を認めていること。
- ii) 臨床研究の倫理的および科学的妥当性について倫理審査委員会に審査を依頼できること。
- iii) 臨床研究を実施する上で必要な支援組織・要員を確保できること。
- iv) 臨床研究を実施するために必要な研究費等の経済的資源を確保できること。
- v) 臨床研究を実施するために必要な手順書等が整備されていること。
- vi) 被験者への補償のための研究者等の保険への加入等の手立てを打てること。

② 研究者等の資格要件の確認

研究責任者と研究者は、以下の要件を満たさなければならない。

なお、院内に研究者等の資格認定制度を有する場合には、その認定を受けていれば、以下の要件を満たすものとする。

- i) 臨床研究に関する倫理規定、被験者保護に関する教育を受け、理解し、要求事項を実施できること。
- ii) 個人情報保護法に関する教育を受け、理解していること。
- iii) 臨床研究の対象となる疾病分野についての専門性を有すること。
- iv) リスクマネジメントに関する教育を受け、理解していること。
- v) 院内の臨床研究関連手順書に関する教育を受け、理解していること。
- vi) 利益相反に関する教育を受け、理解していること。
- vii) 研究責任者は、臨床研究機関内で臨床研究実施体制（協力体制）を構築できる職位等にあること。
- viii) 臨床研究の対象となる医療機器の操作等を行うものは、その操作等に習熟していること。

③ 臨床研究の正当性

当該臨床研究の目的と目標（予後の改善、当該医療機器の改良）を明確にし、研究を実施することの正当性を明らかにする必要がある。

研究責任者は、当該臨床研究の目的が臨床研究以外の手段では達成できないこと、及び

臨床研究の対象となる未承認医療機器の被験者群への臨床使用に伴う潜在的リスクが、リスク分析等によって全て許容される状態にある旨を確認しなければならない。

④ 未承認医療機器の入手(手配)の合法性の確認

研究責任者は、臨床研究の対象となる未承認医療機器を入手(手配)するに当たり、必要に応じて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に照会するなどして、当該未承認医療機器の提供が薬事法に抵触しないことを確認しなければならない。

⑤ 利益相反に関する確認

研究者等は、当該臨床研究に関する利益相反を開示して、適切な手続きを経なければならない。

⑥ 社会的弱者への配慮

研究者等は、社会的弱者でなければ研究が成り立たない場合を除き、社会的弱者^(脚注6)「を被験者にしてはならない。なお、社会的弱者とは、参加報酬への期待や階層組織の上層部からの圧力によって、臨床研究への参加意思が不当に影響を受けうる者をいう。

(脚注6) 社会的弱者とは、参加報酬への期待や階層組織の上層部からの圧力によって、臨床研究への参加意思が不当に影響を受けうる者で、未成熟または精神的障害のために自己決定能力が不足または欠落している者、養護施設収容者、小児、貧困者、緊急状態にある患者、少数民族、ホームレス、放浪者、難民、説明同意取得不能者、大学の学生、病院や検査機関の下位の職員、未承認機器提供企業の従業員、自衛隊の隊員、拘置中の者などが該当する(ISO/FDIS 14155:2010 より一部改変引用)。

⑦ 倫理審査委員会等の承認

研究者等は、臨床研究機関の規定に従い、倫理審査委員会等の承認等が得られるまでは、臨床研究を実施してはならない。

(2) 計画の立案

臨床研究実施計画書等の作成にあたっては、臨床研究の目的、対象、方法、期間、評価項目、研究分担等について、研究者等の理解を深めることが重要となる。研究責任者は、倫理審査委員会での効率的な審査が可能ないように、実現可能かつ適切、明快な計画を立案するとともに、期待する臨床研究の結果が得られるよう、事前に研修、打合せ等の機会を設けるなどして十分な事前準備を行う必要がある。

特に、医療機器の臨床研究においては、研究者等は、使用する未承認医療機器の原理、構造、操作方法、禁忌、注意等について機器提供者から十分な情報を得ておくことが必要となる。これらの

作業に取り組むにあたって、研究者等の役割分担と研究日程を明確にすることが効果的である。

臨床研究実施計画書等は、研究責任者が研究者等の協力を得ながら、当該医療機関の標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedure）、臨床試験実施計画書の作成の手引き等に従って作成する。一般的に次に示す書類が含まれる。

ア) 臨床研究実施計画書

イ) 説明文書・同意文書

ウ) 症例報告書（CRF）

エ) 臨床研究機器概要書

オ) 必要があれば、臨床研究機器の操作トレーニング実施計画

その他、個々の臨床研究で特に必要と考えられる文書や倫理審査委員会に提出する上記文書の適否確認チェックリストなど

なお、倫理審査委員会の審査に供する上記各文書は“案”とし、必要に応じて適否確認チェックリストを作成する。研究責任者は倫理審査委員会において審査・承認後、指摘事項等の修正を行った上で、“案”を抹消し正式な文書として倫理審査委員会、研究者等に配布・管理する。「臨床研究に関する倫理指針」では電子媒体での配布・管理を禁止してはいないが、最新性を維持し、適切に保管・管理するよう配慮する。

① 臨床研究実施計画書(プロトコル)

「(1)事前の確認」において触れたように、医療機器の特性、リスク・ベネフィット、臨床研究の目的等を考慮し、適切かつ安全に臨床研究が実施できるように臨床研究実施計画書を詳細に記載する。

研究期間中に方法、評価項目等を変更する可能性が想定される場合は、あらかじめ想定される変更内容を明記しておくことが望まれる。

医療機器の臨床研究は、一般的に、限られた支援体制、要員、設備、経費等で運営する機会が多いことから、医療機器のリスクや被験者の安全性を考慮しつつ、不要な検査、観察項目は出来るだけ記載しないことが必要となる（例えば、無制限な既往歴の収集、不要な臨床検査項目、臨床的に意味のない臨床検査値変動の有害事象報告、多すぎる評価項目の列挙、因果関係のない薬剤の制限等）。

一般的に記載すべき事項とその内容について以下に示す（「臨床研究に関する倫理指針」を参照・改変）。なお、臨床研究の内容に応じて本計画書の記載事項およびその内容は変更・省略できる。省略する場合には、その理由を記載しておくことが望ましい。

1) 表紙

- ・タイトル（「臨床研究実施計画書」 など）
- ・臨床研究の名称
対象とする研究の概念が理解できる名称とするのが望ましい。
- ・識別番号あるいは識別コード
医療機関にて取り決めている場合は記載する。
- ・研究責任者の氏名、所属、役職、連絡先
- ・緊急連絡先
- ・試験実施予定期間
- ・作成日、承認日（倫理審査委員会）、改訂日
それぞれ版数を更新し、管理する。

2) 目次

必要に応じて作成する。

3) 倫理原則

ヘルシンキ宣言を遵守し、「臨床研究に関する倫理指針」に従って行われる臨床研究であることを記載する。

4) 概要

本文が多くのページ数を要する場合、臨床研究実施計画の概要を記載することが望ましい。

5) 背景と意義

当該臨床研究を実施する背景と意義を記載する。医療の安全等への寄与、患者認容性の向上等、当該臨床研究の意義を明確に記載する。意義がないものは臨床研究として実施すべきでない。

6) 目的

当該臨床研究の目的を明確に記載する。多くの目的を設定せず、簡潔かつ明確に記載することが望ましい。

7) 研究デザイン

ア) 実施される臨床研究の種類及びデザインの説明（例えば、非盲検・対照試験、非盲検・非対照試験、群間比較試験など）、予定症例数と設定の根拠、並びに臨床研究の手順及び段階等を図式化等して示す。手順には、必要に応じて、始業点検、終了点検、個人情報を含む診療情報保管の日常的な取扱いなども記載する。

イ) 無作為化または盲検化等の方法採用する場合は、その実施方法を記載する。

ウ) 主要評価項目と必要に応じて副次評価項目を記載する。通常、主要評価項目は一つとし、可能な限り副次評価項目等は少なくすることが望ましい。主要評価項目、副次評価項目とも、当該臨床研究の目的に合致した簡潔かつ明快なものとする。

エ) 当該未承認医療機器、併用する機器、補助器具、付属品、消耗品等の名称と数量を記載する。理解を深めるためにそれらの相互関連を示す構成図等を示すなどすると

良い。

オ) 当該未承認医療機器の操作方法または使用方法の説明、形状、構造、及び原理、包装及び表示等に関する記載をする。

8) 被験者の選定基準

臨床研究の目的や使用する未承認医療機器によっては、対象被験者の基準を細かく設定する必要のないこともある。その場合は適宜その根拠を示し省略する。

対象被験者（疾患名、健常者等）に続き、選択基準、除外基準、中止基準に分けて具体的、定量的、客観的かつ明瞭に記載する。性別、年齢層、制限事項、入院／通院、地域等、効率的で品質の確保が可能な被験者の選定基準を、適宜その設定根拠とともに記載する。

9) 期間

被験者の参加予定期間、及び必要な場合にあつてはフォローアップを含む全ての臨床研究の段階と期間を記載する。スケジュールを図式化して示すと良い。

10) データ解析

評価項目に対し、どのような解析を行うのか明確にして記載する。例えば、統計解析の手法、欠落、不採用及び、異常データの取り扱いの考え方や手順などを示す。

11) リスクとベネフィット

当該臨床研究によって被験者が身体的・精神的な面で蒙るリスクがあれば、そのリスクごとにリスク低減あるいは対処の方法について記載する。また、被験者が身体的・精神的な面で得ることができる利益があれば記載する。これらについては説明文書に記載して説明する必要がある。

12) 終了後の対応

当該臨床研究に関連した原因で研究終了後も引き続き被験者に対し何らかの対応が必要な場合の対応方法等を、あらかじめ別途契約（共同研究契約、受託研究契約等）において定めておくこと。また、被験者に対する何らかの対応があらかじめ想定される場合、説明文書に記載し説明する必要がある。

13) 個人情報の保護

個人情報保護に対するポリシー、被験者への通知方法（説明文書での説明等）を記載する。具体的な保護の方法として、例えば、匿名化による症例報告書の作成、連結可能匿名化の場合の保護の方法、日常的な保管方法等がある。医療機器の場合、医療機器内部あるいは外部記憶媒体に個人情報を一時的の保存することがあることから、これらについても保護および保管についての方法を記載する。

14) インフォームド・コンセント

被験者あるいは代諾者からのインフォームド・コンセントの取得を説明文書および同意文書により行うことを記載する。代諾者が必要な場合、その理由も記載する。説明文書および同意文書は、研究責任者が別途作成し準備する。

15) 利益相反

当該臨床研究に用いる資金源について、その提供先、金額、用途の概要を記載する。起り得る利害の衝突および研究者等の関連組織との関わりが無い場合はそのことを、有る場合はその状況について事実を記載する。それぞれの状況の当該臨床研究への影響の可否については、倫理審査委員会あるいは利益相反委員会等で審査する。利益相反に関する報告書が医療機関において別途定められている場合は、その報告書で審査を受ける。

16) 補償措置

被験者に対する補償措置について、当該臨床研究を実施する医療機関の取り決めがあればそれに従い実施することを記載する。医療機関の取り決めがない場合、研究責任者は、保険等の必要な措置や診療による補償措置などを検討し、その内容を記載する。

低リスクの医療機器の臨床研究において、健康被害の発生の可能性が低く補償措置の必要がないと判断した場合には、その根拠等を記載する。これらについては説明文書に記載して被験者に説明すること。

17) 試料等の保存および使用方法ならびに保存期間

誤った使用、改竄、取り違え等に対する防止対策を記載する。当該臨床研究期間中の臨床研究医療機器の品質・機能の改竄等にも同様に配慮して記載することが望ましい。

症例報告書および、医療機器の本体内部あるいは外部記憶媒体に保存された診療情報も、「臨床研究に関する倫理指針」では試料等に含まれるので、これらの取り扱いについては、「13) 個人情報の保護」に記載した方法に従うこと。

18) 有害事象への対応

「臨床研究に関する倫理指針」に基づき、研究責任者は、臨床研究に関連する重篤な有害事象および不具合等の発生を知ったときの対応方法を記載する。

19) 当該臨床研究実施計画の登録

「臨床研究に関わる倫理指針」でデータベースへの登録が義務づけられた臨床研究においては、知的財産等の問題により臨床研究の実施に著しく支障が生じるか否かを判断し、登録の実施・非実施について記載する。登録を行う場合はその予定時期について記載する。

倫理審査委員会での審査を受ける場合、承認後に本登録を行い、登録したことを倫理審査委員会に報告する。臨床研究の開始は、登録後となる。

20) 結果の公表

結果の公表の計画があれば、その手段・時期等を記載する。

21) 研究者等の所属、氏名

当該臨床研究に従事する全ての研究者等の所属、役職と氏名、連絡先を記載する。共同臨床研究機関の研究者等についても記載する。

22) 共同臨床研究機関の名称

共同臨床研究機関がある場合、その機関の名称を記載する。

② 説明文書・同意文書

説明文書は、当該医療機関が作成した標準業務手順書(SOP)や説明文書の様式のほか、「臨床研究に関する倫理指針」を参考^(脚注7)に、臨床研究実施計画書の内容を踏まえて作成する。一般的には、「臨床研究に関する倫理指針」の「第4 インフォームド・コンセント 〈細則〉」のほかに、下記の点に留意して説明事項を記載する。

- ・ 文書には「よくお読みください」等の言葉を記載する。
- ・ 当該臨床研究の名称、研究の概要を記載する。
- ・ 当該臨床研究を実施するにあたって倫理指針を遵守することを記載する。
- ・ 研究の概要
- ・ 平易な用語を用いて説明する。
- ・ 見やすい文字と大きさ（例えば12、13ポイント程度）を用いる。また、行間を広くする、イラストを挿入する等も配慮する。
- ・ 説明対象者を明確にする。（患者、被験者、家族等）
- ・ 使用する医療機器がどのようなものであるかを記載する。また、安全性についても説明する。
- ・ 倫理審査委員会において承認された臨床研究であることを宣言する。
- ・ 研究責任者および研究者等の連絡先を明示する。
- ・ 内容についての問合せ先を記載する。
- ・ 適用する臨床研究実施計画書名およびあるいは識別番号を記載する。

(脚注 7) 「臨床研究に関する倫理指針」は「研究者等は臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、当該臨床研究の目的、方法および資金源、起こりうる利害の衝突、研究者等の関連組織との関わり、当該臨床研究に参加することにより期待される利益および起こりうる危険、必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、臨床研究に伴う補償の有無その他必要な事項について十分な説明をおこなわなければならない。」と定めている。

また、インフォームド・コンセントは、「医者と患者の関係を規定した概念で、医療において患者が十分に説明を受けたあとでの患者の承認をいう。具体的には医師から十分に説明を受け、患者が納得できる医療内容を医師と患者がともに形成していこうというプロセスをいう。」と定義されている(南山堂医学大辞典)。

同意文書は、一般的には下記の点に留意して作成する。

- ・ 文書のタイトル（「同意文書」など）を記載する。
- ・ 前文を記載する。下記の内容を含めるようにする。

下記の例文に示すように、被験者となることを求められた患者さんあるいは代諾者が、研究者等から事前に当該臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、

方法等を理解し、自由意思に基づいて、被験者となることおよび資料等の取扱いに関して同意したことを含めるようにする。

(例文)

「私は、〇〇〇△△△の臨床研究に参加するにあたり、この臨床研究の説明文書を受け取り、臨床研究の意義、目的、方法、予測される効果と副作用、また他の治療法についてなど十分な説明を受けました。さらに同意した後でもいつでも中止の申し出ができ、それにより受けるべき利益を失うことはないことなどを理解したうえで、私の意思により、この臨床研究に参加することを同意します。」

- ・ 被験者署名欄（代諾者署名欄）および同意日を記載する。
- ・ 研究者等署名欄および説明日、必要であれば臨床研究協力者署名欄および説明日を記載する。
- ・ 当該臨床研究実施計画書名およびあるいは識別番号を記載する。

③ 症例報告書様式(CRF : Case Report Form、ケースカード、調査票)

研究責任者は、研究目的の達成に不可欠なデータ収集を実施するために適切な症例報告書の様式を作成する。医療機関が作成した標準業務手順書(SOP)や症例報告書様式の作成手引き等を参照し、臨床研究実施計画書に記載した評価項目等に従って記載する。また、臨床研究実施計画書名およびあるいは識別番号を記載し、版数を明確にする。

なお、診療情報等は、連結不可能匿名化あるいはコード化による連結可能匿名化として、個人情報保護法を遵守する。

④ 臨床研究機器概要書

当該臨床研究を効果的かつ安全に実施するためには、臨床研究に供する医療機器の特徴、原理、構造、操作等について十分に理解することが重要となる。医薬品とは異なり医療機器は多種多様で、その臨床研究の評価項目も様々であることから、写真、イラスト、構成図、操作フロー等を用いて、理解が容易な臨床研究機器概要書を医療機器提供者と協力して作成する。

既存の薬事承認（認証）品を用いる臨床研究の場合には、当該医療機器の取扱説明書、添付文書で代用することが可能である。

以下に、臨床研究機器概要書の記載事項を示す。当該臨床研究に供する医療機器により、構成および内容は変更する。

1) 表紙

- ・タイトル
「臨床研究機器概要書」など
- ・臨床研究の名称
- ・当該臨床研究実施計画書名、版数、および識別番号あるいは識別コード
医療機関の取り決めがある場合は識別番号あるいは識別コードを加える。
- ・臨床研究機器の一般的名称等の呼称（すでに決定している場合）
- ・臨床研究機器提供者の氏名および住所
- ・担当者氏名および（住所）、連絡先
- ・本文書の発行日、更新日、版数

2) 目次

3) 概要

臨床研究機器の概要を記載する。

4) 当該医療機器の構造・原理等の概要

- ・用途、特徴
- ・禁忌、禁止事項
- ・形状、原理、構造
可能な限り、イラスト、写真等を利用して理解しやすく記載する。
- ・操作方法
- ・保守、点検の方法、および医療機器の性能、機能等の変更防止方法
- ・原材料および組成、または成分等（特に記載する必要がある場合）
- ・主な仕様
- ・適用規格

5) 非臨床試験成績の要約

以下に示すような非臨床試験成績の資料がある場合、添付するのが望ましい。

- ・品質、性能試験結果、電気的安全性試験結果、生物学的安全性試験結果
これらは同等性による証明、医療機器提供元あるいは第三者機関による試験結果において担保することができる。

6) 臨床試験成績の要約

以下に示すような臨床試験成績の資料がある場合、添付するのが望ましい。

- ・国内外の先行する臨床試験成績
- ・国内外の使用状況等
- ・その他（類似の医療機器の臨床試験成績等）

7) 当該臨床研究にのみ使用されることを示すラベル等の見本

機器の大きさや構造によりラベルの大きさに制限がある場合は、最低限、研究担当者

等のみの使用に限定した臨床研究機器であることが識別可能な記載内容とする。

8) 個人情報の保護

個人情報保護のために機器に保存される情報の取扱いについて記載をする。

9) 構成品リスト

当該臨床研究に供する機器、付属品、消耗品、説明書等の提供数を含む必要物のリスト

10) 関連する文献、著作等の添付

臨床研究機器概要書の構成例は、「医療機器の臨床試験の実施の基準の運用について（薬食機発 1224 第 4 号 平成 21 年 12 月 24 日）」の別添 1 を参考とすることができる。

⑤ 臨床研究機器の操作トレーニング実施計画

事前に研究者等の操作トレーニングを実施する場合、操作トレーニング実施計画を立案し、作成する。また、必要に応じて機器提供者と契約を締結し、この場合、操作トレーニングは契約締結後に実施する。

医療機器の操作トレーニングでは下記に留意する。

- ・可能であればシミュレータ等を利用したトレーニングを計画する。
- ・機器提供者からの十分な情報提供を受ける。
- ・個人情報の収集と保存方法についても実地で確認する。

⑥ チェックリストの作成

倫理審査委員会での審査を効率的に行うために、必要であれば、作成した各文書案の内容の適否を確認するチェックリストを作成し倫理審査委員会に提出するのが良い。参考として臨床研究計画書、説明文書、同意文書、臨床機器概要書のチェックリストを付録に提示する。

(3) 契約書の作成

① 研究契約

未承認医療機器の臨床研究を実施する場合、医療機器提供者と、下記の事項を含む契約を締結する必要がある。取り決める事項は、実施する臨床研究の内容を考慮して必要に応じて選択する。

なお、契約書の形式、文例等は付録(2)様式集「①文部科学省 共同研究契約書雛形」、および「②文部科学省 受託研究契約書雛形」を参照すること。なお、契約書の形式が各医療機関で定められている場合は、その書式を使用すること。

- ・定義

研究成果、知的財産、発明等、知的財産の実施、専用実施権等、研究担当者など契約

で使用される用語の定義を記載する。

- 研究主体者、委託関係。
- 研究題目、研究目的、研究担当者、研究に要する経費、研究期間、提供物品、研究場所、その他。
- 研究成果の取扱い
報告期限、提出先、研究成果報告書の内容、提出期限を記載する。
- ノウハウの指定
ノウハウに該当するものについては、契約者間で協議の上、ノウハウに該当するものの指定を行い、秘密として管理する。
- 研究の遂行
研究実施あたり発生した損害等の賠償、研究実施者の追加等について記載する。
- 再委託
再委託の要件について記載する。
- 研究経費
研究経費の請求、支払いの方法、延滞時の割増、実施した症例数が契約した症例数に満たなかった場合の対応等について記載する。研究経費の計算方法は各施設の規定を確認すること。
- 経理
経理業務の主体、帳票類の閲覧について定める。
- 研究経費により取得した設備等の帰属
研究経費で取得した設備等の所有権の帰属について記載する。
- 提供物品の搬入
研究に使用する提供物品の搬入、据付、管理等について定める。
- 研究の中止または期間の延長
研究の中止、期間の延長について定める。その際、天災等の不可抗力による場合も含めて記載する。
- 提供物品の返還
不要となった提供物品の返還について定める。
- 研究経費の返還
研究の終了、中止等で納入された研究経費に不用になった額が発生した場合の返却について定める。
- 研究経費が不足した場合の処置
研究経費の不足が予見された場合の取り決めについて定める。
- 知的財産権の帰属
本研究によって得られた知的財産の帰属について定める。

- ・持分の譲渡等

本研究によって得られた知的財産の持ち分を譲渡する際の取り決めについて定める。

- ・優先的实施

本研究によって得られた知的財産の優先実施権について定める。

- ・第三者に対する実施の許諾

本研究によって得られた知的財産の第三者の実施を許諾する際の取り決めについて定める。

- ・実施料

契約者が単独所有する知的財産を他の契約者が実施する際の実施料について定める。

- ・情報の開示

本研究に関する情報の開示について定める。侵襲性を有する臨床研究を実施する場合は、「臨床研究に関する倫理指針」に従って、所定のデータベースへの登録が求められる。該当する臨床研究を実施する際はデータベースへの登録について定めること。

- ・秘密の保持

本研究を実施するにあたり知り得た秘密に該当する情報（文書、電子媒体など）に関する取扱い等について定める。

- ・研究成果の公表

本研究の成果を発表する際は秘密保持等の義務を遵守するなどの条件を満たすこと、などを定める。

- ・研究協力者の参加および協力

研究協力者、参加者を本研究の実施者に追加する際の取り決めについて定める。

- ・契約の解除

本契約の解除について定める。

- ・損害賠償

故意または重大な過失によって生じた損害の賠償について定める。

- ・契約の有効期間

本契約の有効期限について定める。

- ・協議

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めることを記載する。

- ・裁判管轄

本契約に関する訴訟を管轄する裁判所を記載する。

② 医療機器提供・メンテナンス契約

医療機器提供者との間で、医療機器提供・メンテナンス契約を締結し、以下の事項につ

いて定める。契約書の形式、文例等は付録様式集「③医療機器提供・メンテナンス契約書例」を参照すること。

- ・提供医療機器名

契約が対象とする医療機器が特定できる記載とすること。

- ・使用期間

当該医療機器の使用期限または研究終了時の返還等について定める

- ・メンテナンスに関する事項

メンテナンス等が必要な医療機器の提供を受ける場合、対象医療機器の設置、保守、補修、それらに係わる費用等に関する取り決めを定める。

- ・消耗品の提供

消耗品の提供を伴う場合は、その提供に関する取り決めを記載する。

- ・使用目的

当該医療機器の使用目的を記載し、目的外使用の禁止を定める。

- ・機器の返却・廃棄等

臨床研究終了時（中止等を含む）の当該医療機器の処分方法について定める。

- ・協議

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めることを記載する。

- ・裁判管轄

本契約に関する訴訟を管轄する裁判所を記載する。

③ 機密保持・知的財産・補償・費用等に関わる契約

研究契約に機密保持・知的財産・補償・費用等に関わる事項が記載されていない場合は、別途契約を結ぶこと。

(4) 審査・承認

医療機関の利益相反委員会、倫理審査委員会等への申請は、医療機関の研究者が実施する手続きである。申請にあたっては、各医療機関の規定を確認し、それぞれの規定に従うこと。

① 利益相反委員会

利益相反に関する報告書を作成し、利益相反委員会に提出すること。医療機関の定めにより倫理審査委員会への提出が求められている場合は、その定めに従うこと。

② 倫理審査委員会

倫理審査委員会には、以下の書類のうち必要なものを提出すること。

- ・申請書
 - ・臨床研究実施計画書
 - ・臨床研究機器概要書
 - ・説明文書
 - ・同意文書様式
 - ・多施設共同研究の場合には、主研究施設の倫理審査委員会承認書（コピー）およびその研究計画書
 - ・倫理審査負担金支払い経費様式
 - ・臨床研究補償保険の見積もり
- 等

③ 実施医療機関

倫理審査委員会の審議結果を元に申請書類を修正した後、実施医療機関の長に提出し、承認を得る。臨床研究は承認後に着手する。承認の通知等は各実施医療機関の規定に従う。

3.2 実施

(1) 臨床研究の登録

① データベースへの本登録手続き

研究責任者は、医療機器を用いて侵襲かつ介入を伴う臨床研究を実施する場合は、あらかじめ、臨床研究の計画内容が公開されるデータベースに臨床研究計画の内容を登録する必要がある。

- ・UMIN 臨床試験登録システム（国立大学附属病院長会議）
<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>
- ・財団法人日本医薬情報センター http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp
- ・社団法人日本医師会 <https://dbcentre3.jmacct.med.or.jp/jmacctr/>

なお、個人情報、知的財産等の保護の観点から公表することに支障がある場合は、倫理審査委員会の承認と臨床研究機関の長^(脚注 8)の許可を得て、臨床研究の情報の一部を非公開にすることができる。

(脚注 8) 臨床研究機関の長の役割は、「臨床研究に関する倫理指針」(本書付録(1)の①)の「3 臨床研究機関の長の責務等」の項を参照のこと。

(2) 未承認医療機器の管理

① 受領・回収・廃棄

研究責任者は、下記の点に留意して臨床研究に用いる未承認医療機器を管理しなければならない。

- 1) 臨床研究で使用する未承認医療機器の数量は、臨床研究の実施目的、目標症例数などに照らして妥当なものであること。
- 2) 当該未承認医療機器の使用は当該臨床研究に限定することを明示すること。当該医療機器は、通常使用する医療機器と区別して管理し、診療等への流用を防止すること。
- 3) 消耗品等の使用個数を管理すること。
- 4) 反復使用が可能な医療機器に当たっては、研究終了後に、提供者との取り決めに従って返却又は廃棄すること。

② 臨床研究機器提供者の役割

未承認医療機器提供者が、厚生労働省通知「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供に係る薬事法の適用について」で示された下記の事項を遵守できるように留意する必要がある。

- 1) 当該未承認医療機器の提供及び返却の記録を適切に保管・管理すること。
- 2) 臨床研究を実施する医療機関に対し、遵守すべき事項に則して臨床研究が行われるように適切に情報提供等を行うこと。
- 3) 提供先の医療機関において、本考え方への遵守状況に問題等がある場合には、提供の停止、回収等の適切な対応を速やかに取ること。

③ 品質の確保

研究責任者は、臨床研究機器概要書に記載された「保守、点検の方法、および医療機器の性能、機能等の変更防止方法」、および医療機器提供者と取り決めた「医療機器提供・メンテナンス契約」等に従い、医療機器提供者の協力のもと、臨床研究に使用する未承認医療機器の品質管理を行う。

保守、点検の方法、時期等で不明な点は、医療機器提供者に照会すること。

(3) 被験者の保護

① 個人情報管理

研究責任者は、当該研究に関する個人情報の管理を行うこと。所属研究機関に個人情報保護に関する規定が有る場合は、それに従うこと。

② インフォームド・コンセント

研究者等は、被験者（必要な場合は代諾者）に対して、説明文書等を用いて当該臨床研究に関して十分に説明を行う。その際、被験者は、医療に関する専門知識や薬事法等の法規制に関する専門知識を有していないこと、被験者自身の疾病について不安を感じていることなどを考慮して、被験者に心理的負担をかけることなく、丁寧かつ平易な説明を心がけること。また、被験者（必要な場合は代諾者）が説明内容を理解し納得したことを確認した後、同意文書に被験者（必要な場合は代諾者）の署名等を受けること。

③ 補償

医療機器を用いた予防、診断又は治療法に関する介入を伴う研究の場合、研究責任者は、当該臨床研究にともない被験者に生じた健康被害の補償のための保険等の必要な措置を臨床研究計画書、および説明文書に記載する必要がある。補償の内容については、被験者への同意説明の際に十分説明し、同意を得ること。

(4) 臨床研究の実施

① データの記録・保管

研究責任者は、臨床研究実施計画書に従って、当該臨床研究に関するデータを適切に管理する必要がある。また、研究責任者は、未承認医療機器の提供者にデータを開示する際、インフォームドコンセントで被験者から同意を受けた開示範囲や、提供者との取り決め（連結可能なデータは提供しないなど）等を遵守すること。

② 有害事象の記録・報告

臨床研究に関連する重篤な有害事象および不具合等の発生を知ったときは、被験者の安全をまず確保する必要がある。その上で、ただちにその旨を臨床研究機関の長に通知すること。

研究責任者は、倫理審査委員会等に報告し、その意見を聞き、当該臨床研究機関内における必要な措置を講じること。

研究責任者は、当該臨床研究を共同して行っている場合には、当該有害事象および不具合等について、共同臨床研究機関への周知等を行うこと。

③ 継続審査（年一回）

研究責任者は、毎年一回、臨床研究の進捗状況ならびに重篤な不具合等の発生状況を臨床研究機関の長に報告すること。また臨床研究を終了したときは、臨床研究機関の長にその旨および結果の概要を文書により報告すること。

④ 試料の管理

保存する試料がある場合、研究責任者は臨床研究計画書に記載された手順等に従って管理すること。試料等の保存については、被験者等との同意事項を遵守し、試料等を廃棄する際には、必ず匿名化しなければならない。

⑤ 臨床研究の変更

研究責任者は、臨床研究実施計画書の変更をする場合、必要に応じて倫理審査委員会に変更の申請を行い、承認を得ること。施設に臨床研究計画変更の規定がある場合、申請手順、申請書の様式等はそれに従うこと。

3.3 中断・中止・終了

(1) 臨床研究の中断・中止・終了

研究責任者は、実施している臨床研究が以下に該当する場合には、実施している臨床研究を中断、中止、あるいは終了しなければならない。

中断：有害事象等により臨床研究により期待される利益よりも起こりえる危険が高い可能性が示された場合（有害事象等が発生し、再開または中止の判断を待っている状態）

中止：有害事象等により臨床研究で期待される利益よりも起こりえる危険が高いと判断された場合

あるいは、予定症例数前に十分な臨床研究の成果が得られた場合

あるいは、臨床研究で期待される利益が得られないことが明らかとなった場合

終了：計画に基づき臨床研究を実施し、予定症例数に達して期待される利益が得られた場合

(2) 臨床研究の中断・中止の場合の連携

研究責任者は、他の機関と共同実施している臨床研究が、中断あるいは中止となった場合には、速やかに共同臨床研究機関にそのことを連絡し、連携をとらなければならない。

共同臨床研究機関より臨床研究の中断あるいは中止の連絡を受けた場合、研究責任者は臨床研究の中断あるいは中止を速やかに判断しなければならない。

(3) 臨床研究の中断・中止・終了の手続き

① 倫理審査委員会への報告

研究責任者は、臨床研究を中止した場合、あるいは終了した場合、倫理審査委員会へその旨を報告する。また、結果の概要を文書で報告する。また、研究責任者は、臨床研究を中断し、再開するにあたっては、倫理審査委員会に報告し、了解を得たのちに臨床研究を再開することが望ましい。

倫理審査委員会は、中止あるいは終了の報告を受けた場合、当該臨床研究が適正におよび信頼されるよう実施されたかの審査を行う。また、必要により臨床研究の適正性および信頼性を確保するための調査を行う。

② 被験者への対応

研究責任者は、研究終了後、被験者が最善の予防、診断、治療が受けることができるよう努めなければならない。

③ 試料、記録の保管、管理

研究責任者は、臨床研究によって得られた試料等を、個人情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が生じないように適切に管理しなければならない。

研究責任者は、臨床研究によって得られた試料等を、廃棄する場合には匿名化を実施しなければならない。

臨床研究計画書に保存期間を定めてなく引き続き保存する必要がある場合、研究責任者は臨床研究機関の長に、ア．試料等の名称、イ．試料等の保管場所、ウ．試料等の管理責任者、エ．被験者等から得た同意の内容について報告しなければならない。

研究責任者は、人体から採取された試料等を利用する場合、被験者の同意をとり、記録を作成しなければならない。試料等が匿名化され、倫理審査委員会の了承を得られている場合には、臨床研究終了後において試料を利用して分析することができる。

④ 未承認医療機器の取扱い

研究責任者は、当該臨床研究に使用した未承認医療機器が反復継続して使用可能な場合、廃棄等の手続きを行う。

(4) 研究報告

① 研究報告書

研究責任者は、研究の中止、終了後、以下の内容を盛り込んだ研究報告書を作成しなければならない。

- ・ 研究計画から逸脱、実施状況、重篤な有害事象、安全性情報等

② 医療機器を提供した企業への報告

未承認医療機器を提供した企業がある場合、研究責任者は未承認医療機器の提供に関する契約に基づき、臨床研究終了の結果、および未承認医療機器の取扱いを医療機器提供者に報告しなければならない。

③ 研究結果の公表

研究責任者は、臨床研究の結果を、必要に応じて学会発表等で公開することに努めるものとする。

4. おわりに

医療機器の臨床研究は様々な法令や指針による規制に則って実施する必要があり、倫理審査委員会への提出書類の作成、医療機器提供企業との契約締結などの多くの手続きが必要となる。本「未承認医療機器の臨床研究実施の手引き」は、こうした実務上の手続きの効率化を目指したものである。

医療機器は多種多様の形態で存在し、使用目的や被験者に対する侵襲の度合いなどで、臨床研究を実施する上での留意点も大きく異なる。本「手引き」は、一般性をもたせるために特定の医療機器を想定したものではなく、特有の取扱いが必要な能動型植え込み機器などへの適用は今後の検討課題となる。

現在、臨床研究に関連する検討が産学官で進められており、法令や指針の運用等が今後変更される可能性も想定されている。主なものとして、本書が依拠している「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について(薬食発 0331 第 7 号)」に関する Q&A の策定、新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)の工程表に示された「医療機器の開発・製造に係る法的論点の整理と解決」の進展や、日本医療機器産業連合会が提案している「企業要請による臨床研究を可能にするルールの明確化」(平成 22 年 11 月 30 日 第 1 回医療イノベーション会議資料)の検討などが挙げられる。今後、こうした検討課題や臨床研究を取り巻く環境の変化に適応するように、改訂版を発行していく予定である。

本「手引き」が、未承認医療機器の臨床研究を実施するための“道案内”となり、本邦における未承認医療機器の臨床研究活性化の一助となれば幸甚である。また、本「手引き」をご活用いただき研究者各位からの忌憚ないご意見を頂くことを编者一同強く願うものである。

付 録 (案)

付 録 一 覧

(1) 様式集

- ①臨床研究計画チェックリスト様式例
- ②説明文書チェックリスト様式例
- ③同意文書チェックリスト様式例
- ④臨床研究機器概要書チェックリスト様式例
- ⑤文部科学省 共同研究契約書雛形
- ⑥文部科学省 受託研究契約書雛形
- ⑦医療機器提供・メンテナンス契約書例

(2) 用語集

(3) 臨床研究に関連する規則・指針・通知等

- ①臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年 7 月 31 日全部改正）
- ②臨床研究に関する倫理指針についての Q&A(平成 21 年 6 月 12 日版)
- ③臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供に係る薬事法の適用について
（平成 22 年 3 月 31 日付 薬食発 0331 第 7 号）
- ④ヘルシンキ宣言（2008 年 10 月）

(1) 様式集

- ①臨床研究計画チェックリスト様式例
- ②説明文書チェックリスト様式例
- ③同意文書チェックリスト様式例
- ④臨床研究機器概要書チェックリスト様式例
- ⑤文部科学省 共同研究契約書雛形
- ⑥文部科学省 受託研究契約書雛形
- ⑦医療機器提供・メンテナンス契約書例

①臨床研究計画チェックリスト様式例

〇〇〇〇〇〇研究に関する臨床研究計画チェックリスト 文書番号:xxxxxxx(第xx版)

*印は必要に応じ作成する。

文書名称	記載項目	適	非	N/A	理由・計画・進行状況等
臨床研究実施計画書	表紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	倫理原則	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	背景と意義	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	目的	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	研究の方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	対象ならびに被験者の選定方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	方法および期間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	期待される利益、危険等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	終了後の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	個人情報の保護の方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	インフォームド・コンセント手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	資金源、利益相反	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	補償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	資料の保存、使用方法、保存期間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不具合発生時の対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	臨床研究の登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	結果の公表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	研究者等の所属、氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	共同研究機関の名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
版数		第xx版			
説明文書・同意文書	説明文書(*別途チェックリスト参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	説明文書版数	第xx版			
	同意文書(*別途チェックリスト参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	同意文書版数	第xx版			
症例報告書様式	臨床研究計画書に従って記載されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	版数	第xx版			
臨床研究機器概要書	記載内容が十分か(*別途チェックリスト参照)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	版数	第xx版			
操作トレーニング実施計画書	適切な計画か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	版数	第xx版			

確認日: _____

確認者: _____

②説明文書チェックリスト様式例

〇〇〇〇〇〇研究に関する説明文書チェックリスト

文書番号:xxxxxxxx(第xx版)

記載項目	適	非	N/A	理由・計画・進行状況等
説明文書タイトル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
臨床研究名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
倫理指針遵守の宣言	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
研究の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
医療機器の説明および安全性についての説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
「臨床研究に関する倫理指針」第 4 インフォームド・コンセントの <細則>に示される説明事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
研究者等の氏名および連絡先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
説明文書に関する問合せ先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
平易な用語を用いているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
理解を容易にする図等を適切に用いているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
見やすいか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
説明対象者が適切か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
倫理審査委員会において承認された臨床研究であることの説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
当該臨床研究計画書名およびあるいは識別番号の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
説明文書版数	第 xx 版			

確認日: _____

確認者: _____

③同意文書チェックリスト様式例

〇〇〇〇〇〇研究に関する同意文書チェックリスト

文書番号:xxxxxxx(第 xx 版)

記載項目	適	非	N/A	理由・計画・進行状況等
タイトル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前文の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
被験者署名欄および同意日記入欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
代諾者署名欄および同意日記入欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
担当医師署名欄および説明日記入欄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
必要があれば臨床研究協力者署名欄および説明日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
平易な用語を用いているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
当該臨床研究計画書名およびあるいは識別番号の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
同意文書版数	第 xx 版			

確認日: _____

確認者: _____

④臨床研究機器概要書チェックリスト様式例

〇〇〇〇〇〇研究に関する機器概要書チェックリスト

文書番号:xxxxxxx(第xx版)

記載項目	適	非	N/A	理由・計画・進行状況等
表紙(タイトル、臨床研究の名称連絡先など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
臨床研究機器の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
原理構造等の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
研究の概要(用途、特徴、禁忌・禁止事項、操作方法、保守点検の方法等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非臨床試験成績の要約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
臨床試験成績の要約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ラベル見本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
個人情報保護の取り扱い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
構成品リスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
関連する文献、著作等の添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機器概要書の版数	第xx版			

確認日: _____

確認者: _____

○ 民間等との共同研究契約書(様式参考例)

【国立学校における共同研究】

共同研究契約書

〇〇大学(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」

とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

※ 本契約書における用語の定義は、契約当事者間で必要に応じ加除することも可能。

※ 研究内容によっては、研究成果には研究により生じた新たな研究資材(物質、細胞株、実験動物など)を、知的財産権にはこれらに関する権利を含めることも考えられる。

※ 研究協力者の法的性格がより明確になるよう、その定義をより詳細に規定することも可能である。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究分担(別表第1のとおり)
- (5) 研究スケジュール
- (6) 研究実施場所
- (7) その他

※点線内の共同研究の内容は、あくまで例を示したものであり、契約書には相手方と合意した内容を記入すること。

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

※ 共同研究の相手方に予算その他経理上の問題など真にやむを得ない理由があり、前納することが困難な場合には、契約日をもって研究を開始することも可能である。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

※ 研究担当者を新たに参加させる場合で、その研究担当者が民間等共同研究員でない場合には、契約金額が変更とならないことから、相手方と協議の上、変更契約の締結に代えて通知によることができる。

※ 分担型の共同研究においては、適宜、条文を修正すること。また、甲は、事前に乙の同意を経て、甲の研究担当者を乙の研究実施場所において本共同研究に従事させることも可能であり、その場合には、その旨条文を修正すること。

(実績報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から○○日以内にとりまとめるものとする。

<実績報告書の内容例>

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 研究経費の支出実績

※点線内の報告書の内容は、あくまで例を示したものであり、報告書には相手方と合意した内容を記入すること。

なお、相手方の了解が得られれば、報告書の内容は、文部科学省へ報告する「民間等との共同研究」実施報告書(平成14年1月25日付け13文科振第973号研究振興局長通知「平

成14年度における民間等との共同研究(区分A)に係る共同研究経費の申請等について」の様式5)でも差し支えない。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して〇年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。

〔なお、甲及び乙は、別表第2に掲げる研究経費が昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」の記の1(1)アの「特別に国が措置した研究経費」に該当するものであることを確認する。〕

※ 発明の帰属について予見可能性を高めるため、例えば()内の文言を加えることも可能である。

なお、()内の文言を加えた場合には、必要に応じて本条に規定する通知文書の本契約書に添付させるなどの取扱いをすることも可能である。

※ 複数年度契約の場合は、第2項に「甲の負担に係る各年度の研究経費は、各年度における予算の成立をもって確定する。」を加えること。

(研究経費の納付)

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費のうち研究料及び乙に係る直接経費を〇〇大学歳入徴収官の発する納入告知書により、当該納入告知書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項の研究料及び直接経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

※ 研究経費の納付方法としては、分割払いも可能。その場合には、「例えば、「・・・直接経費を〇〇大学歳入徴収官の発する納入告知書により、〇〇月〇〇日までに〇〇〇円を、〇〇月〇〇日までに残りの〇〇〇円を納付しなければならない。なお、乙が納付の義務を怠った場合には、甲は研究経費の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。」等の条文を加えること。

(経理)

第9条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

※ 甲は、別表第2の乙の研究経費により取得した設備等について、乙から当該設備等の取扱い(例えば、研究期間終了後の研究以外の目的への転用禁止や乙への譲渡など)を定めた旨の申し出がある場合には、乙と協議の上、法令の範囲内で定めることができる。なお、乙が返還等を希望する設備等については、あらかじめ乙で取得の上、甲へ無償貸付を行うことによりスムーズな返還が可能となる。本取扱いは本契約と同時に定めることが望ましい。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

〔なお、甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備を使用した場合には、昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」の記の1(1)イの「特殊な大型研究設備」に該当するものであること、また、それ以外の設備を使用した場合には、「特殊な大型研究設備」には該当するものではないことを確認する。〕

※ 発明の帰属について予見可能性を高めるため、例えば()内の文言を加えることも可能である。

なお、()内の文言を加えた場合には、必要に応じて本条に規定する通知文書を本契約書に添付させるなどの取扱いをすることも可能である。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納付された研究経費(研究料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備の研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

※ 第2項において、乙が経費を負担できない場合には、契約の継続について、甲乙協議の上決定するものとする。

(知的財産等の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。

2 本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。なお、これらの権利のうち、特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利の帰属については、昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」により、また、プログラム等の著作権の帰属は、昭和62年5月25日付け文学情第140号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて」により、それぞれ甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

3 甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)出願等の前にあらかじめ乙又は甲の

確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

- 4 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第2項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。

ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

- 5 乙は、本共同研の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者として乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者として協議の上、別途定めるものとする。

※ 共同出願等契約は、本契約と同時に合意しておくことが望ましい。なお、その際、共同出願及びその後の維持保全手続は乙が行うことを明記すること。

※ 特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利並びにプログラム等の著作権以外の知的財産権の帰属の基準についても、例えば昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」を準用するなど、その基準を明記することが望ましい。なお、当該通知にこれらの権利も含めることを検討中。

(外国出願)

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

- 2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(優先的実施)

第16条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第14条第4項の規定により甲に承継された知的財産権(著作権及びノウハウ並びに本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。)を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

※ 優先的実施期間は、10年を超えない限度において甲と乙が合意した期間とすること(以下同じ)

- 2 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。)を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

- 3 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する優先的に実施させる期間(以下「優先的実施期間」という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

※ 乙又は乙の指定した者から独占的通常実施権の希望があり、支障がないと認められる場合は独占的通常実施権の実施を許諾することが可能である。この場合、優先的実施に準拠して期間を定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下

- 「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して○年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。
 - 3 乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前2項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。
※ 第16条において独占的通常実施権の許諾を行った場合は、優先的実施を独占的通常実施と置き換えるものとする。

(持分の譲渡等)

第18条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を乙(又は甲及び乙が協議の上指定した者)に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

2 甲が、甲及び乙が協議の上指定した者に甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を譲渡又は専用実施権等の設定を行った場合、本契約第16条、第17条、第19条及び第20条中「甲」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。

3 甲は、乙以外の者への共有に係る特許権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

※ 甲及び乙が協議の上指定した者とは、大学と密接な関連があり、例えば、第24条により研究協力者とすることにより研究担当者の発明内容を当然知り得るTL0が該当する。

※ 第1項において「甲及び乙が協議の上指定した者」の文言を加える場合には、()内の第2項及び第3項を加えるものとする。

※ 本条項は、特許を受ける権利及び特許権以外にも実用新案登録を受ける権利及び実用新案権についても適用することが可能である。なお、これ以外の権利についても平成12年12月27日付け文学助第230号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等における特許等の組織的な管理・活用の推進について」の記の1の(1)及び(2)の要件に該当する場合(競争を許さない場合)には、本条項を準用して差し支えないものとする。

※ 甲及び乙が協議の上指定した者は、別途乙とその取扱いを定めることに留意する必要がある。

(実施料)

第19条 甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

3 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

※ 実施契約の内容は、本契約と同時に合意しておくことが望ましい。

※ 共同研究により新たな研究資材が生じる可能性がある場合には、この取扱いについても第14条～第19条で考慮する必要もあり得る。

(特許料等)

第20条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等(以下「出願等費用」という。)をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

2 甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を乙又は甲に譲渡することができるものとし、その旨の「譲渡証書」を乙又は甲に提出するものとする。

※ 出願等費用の範囲(例えば弁理士・弁護士費用や外国出願の場合の翻訳費用等)は、本契約締結の際、事前に明確にしておくこと。

※ 譲渡にあたって必要となる事項については、別途、甲乙協議して定めること。

(情報交換)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前2項の有効期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

※ 甲又は乙において、研究従事者以外に報告等の目的で情報を知る必要のある最小限の者に情報を開示する必要がある場合は第1項第6号に基づき相手方に対して書面を対象者(役職等)、開示の範囲及びその他必要な事項を協議し、同意を得るものとする。

※ 〇年間は、概ね3~5年が目安と考えられる。

※ 共同研究にあたり、甲又は乙が所有する研究資材を使用する必要がある場合には、第21条、第22条においてその取扱いについても言及する必要がある。

(研究成果の取扱い)

第23条 甲及び乙は、本共同研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算し〇ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)

ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行うとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

※ 本共同研究を中止する場合で、それまでに得られた研究成果を公表等する場合には、条文中、「本共同研究完了」は「本共同研究中止」に修正すること。

(研究協力者の参加及び協力)

第24条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の成果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

※ 研究協力者が行った発明等の取扱いや契約上の義務をより詳細に規定することも可能である。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が第8条第1項に規定する研究料及び乙に係る直接経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第26条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする〇〇地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

(甲)住所

〇〇大学契約担当官 ○ ○ ○ ○ 印

(乙)住所

○ ○ ○ ○ 印

※オプション条項—必要に応じて追加—

(進行状況報告会の開催)

第〇条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

2 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に進行状況報告書を相互にとりまとめ、報告会を開催し、本共同研究の進行状況について報告を行うとともに進行その他について協議を行う。なお、定期的開催以外にも甲乙協議の上、必要に応じて開催することができるものとする。

<※複数年度契約の場合、次の項を追加>

3 甲及び乙は、当該年度終了後〇〇日以内に双方協力して年度末実績報告書を取りまとめ、報告会を開催し、次年度以降の研究の進め方等について協議を行う。

※ 初年度の研究期間が短いものについては、初年度の実績報告書及び報告会は省略することができる。

<進行状況報告書の内容例>

- (1) 研究題目
- (2) 現在までの成果
- (3) 今後の課題・スケジュール
- (4) 特記事項

<年度末実績報告書の内容例>

進行状況報告書の内容に経費の支出実績や必要に応じて研究成果の活用方を追加記入

※ 点線内の報告書内容は、あくまで例を示したものであり、報告書には相手方と合意した内容を記入すること。

○ 受託研究契約書(様式参考例)

受 託 研 究 契 約 書

受託者〇〇大学(以下「甲」という。)と委託者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次の各条によって受託研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して〇〇日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

<研究成果報告書の内容例>

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 研究経費の支出実績

※点線内の報告書の内容は、あくまで例を示したものであり、報告書は相手方と合意した内容を記入すること。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して〇年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

※ 研究担当者を新たに参加させる場合で、契約金額が変更とならないものについては、相手方と協議の上、変更契約の締結に代えて通知によることができる。

(再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費(以下「研究経費」という。)を〇〇大学歳入徴収官の発する納入告知書により、当該納入告知書に定める納付期限までに納付しなければならない。

- 2 乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

※ 研究経費の納付方法としては、分割払いも可能。その場合には、例えば、「・・・研究経費を〇〇大学歳入徴収官の発する納入告知書により、〇〇月〇〇日までに〇〇〇円を、〇〇月〇〇日までに残りの〇〇〇円を納付しなければならない。なお、乙が納付の義務を怠った場合には、甲は研究経費の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。」等の条文を加えること。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧

を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

※ 甲は、乙の研究経費により取得した設備等について、乙から当該設備等の取扱い(例えば、研究期間終了後の研究以外の目的への転用禁止や乙への譲渡など)を定めた旨の申し出がある場合には、乙と協議の上、法令の範囲内で定めることができる。なお、乙が返還等を希望する設備等については、あらかじめ乙で取得の上、甲へ無償貸付を行うことによりスムーズな返還が可能となる。本取扱いは本契約と同時に定めることが望ましい。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条又は第12条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、もしくは延期する場合において、第7条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用品が生じた場合は、乙は甲に不用品となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第14条 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

※ 乙が経費を負担できない場合には、契約の継続について、甲乙協議の上決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 受託研究の結果生じた知的財産権は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。なお、これらの権利のうち、特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利の帰属については、昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」により、また、プログラム等の著作権の帰属については、昭和62年5月25日付け文学情第140号学術国際局長、会計課

長通知「国立大学等の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて」により、それぞれ甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

- 2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合には、甲は乙に対してこれを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

(委託者が国以外の場合は、次のただし書及び第2項を付する。)

ただし、研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第7条の規定に基づき、乙の申出により、その研究の成果に係る甲に属する特許権又は実用新案権の一部を、乙に譲与することができるものとする。

3 前項ただし書の規定により、甲が、乙に当該特許権又は実用新案権の一部を譲与することを決定したときは、別に定める譲与契約書により、これを行うものとする。

- 3 乙は、前項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

※ 第15条第2項ただし書きの規定が適用されないもの(委託者が国の場合)については、第16条以下、「第15条第1項ただし書きの規定により乙と共有となった知的所有権」云々の条文は必要ないので、適宜、削除して差し支えない。

※ 特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利並びにプログラム等の著作権以外の知的財産権の帰属の基準についても、例えば昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」を準用するなど、その基準を明記することが望ましい。なお、当該通知にこれらの権利も含めることを検討中。

(持分の譲渡等)

第16条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって前条第1項の規定により甲に承継された特許を受ける権利又は前条第2項ただし書の規定により乙と共有となった特許権の持分を乙(又は甲及び乙が協議の上指定した者)に限り譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、これを行うものとする。

2 甲が、甲及び乙が協議の上指定した者に甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を譲渡又は専用実施権の設定を行った場合、本契約第17条、第18条及び第19条中「甲」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。

3 甲は、乙以外の者への共有に係る特許権の持分の譲渡又は専用実施権の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

※ 甲及び乙が協議の上指定した者とは、大学と密接な関連があり、例えば、第23条により研究協力者とすることにより研究担当者の発明内容を当然知り得るTLOが該当する。

※ 第1項において「甲及び乙が協議の上指定した者」の文言を加える場合には、()内の第2項及び第3項を加えるものとする。

※ 本条項は、特許を受ける権利及び特許権以外にも実用新案登録を受ける権利及び実用新案権についても適用することが可能である。なお、これ以外の権利についても平成12年12月27日付け文学助第230号学術国際局長、会計課長通知「国立大学等における

特許等の組織的な管理・活用の推進について」の記の1の(1)及び(2)の要件に該当する場合(競争を許さない場合)には、本条項を準用して差し支えないものとする。

※ 甲及び乙が協議の上指定した者は、別途乙とその取扱いを定めることに留意する必要がある。

(優先的实施)

第17条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第15条第1項の規定により甲に承継された知的財産権(著作権及びノウハウ並びに本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。)を次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

※ 優先的实施期間は、10年を超えない限度において甲と乙が合意した期間とすること(以下同じ)。

2 甲は、第15条第2項ただし書の規定により共有となった知的財産権(著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。)を次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

3 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する優先的实施の期間(以下「優先的实施期間」という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

※ 乙又は乙の指定した者から独占的通常実施権の希望があり、支障がないと認められる場合は独占的通常実施権の実施を許諾することが可能である。この場合、優先的实施に準拠して期間を定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項及び第3項に規定する優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して○年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから、第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は前2項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

※ 第17条において独占的通常実施権の許諾を行った場合は、優先的实施を独占的通常実施と置き換えるものとする。

(実施料)

第19条 甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
- 3 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
 - ※ 実施契約の内容は、本契約と同時に合意しておくことが望ましい。
 - ※ 受託研究により新たな研究資材が生じる可能性がある場合には、この取扱いについても第15条～第19条で考慮する必要もあり得る。

(情報の開示)

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
 - 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
 - ※ 甲又は乙において、研究従事者以外に報告等の目的で情報を知る必要のある最小限の者に情報を開示する必要がある場合は第1項第6号に基づき相手方に対して書面を対象者(役職等)、開示の範囲及びその他必要な事項を協議し、同意を得るものとする。
 - ※ 〇年間は、概ね3～5年が目安と考えられる。

(研究成果の公表)

第22条 甲及び乙は、本受託研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算し〇ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)

ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

※ 本受託研究を中止する場合で、それまでに得られた研究成果を公表等する場合には、条文中、「本受託研究完了」は「本受託研究中止」に修正すること。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の成果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

※ 研究協力者が行った発明等の取扱いや契約上の義務をより詳細に規定することも可能である。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第3条及び第4条、第12条及び第13条、第15条から第23条、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする〇〇地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲)住所

〇〇大学契約担当官 ○ ○ ○ ○ 印

(乙)住所

○ ○ ○ ○ 印

データベース又はプログラムの作成を直接の目的とする受託研究の場合は、適宜次の条項を追加するものとする。

(データベース等の著作権)

第〇条 甲は、本受託研究により作成したデータベース又はプログラム(以下「データベース等」という。)に係る著作権を乙との共有とすることができる。この場合において、甲は、乙と協議のうえ当該著作権の持分について適切に定めるものとする。

(著作権料)

第〇条 著作権が甲に帰属したデータベース等を乙が複製等により利用しようとするときは、別に契約で定める著作権料を甲に支払わなければならない。

2 前条の規定により著作権が甲及び乙の共有とされたデータベース等を乙が複製等により利用しようとするときは、別に契約で定める著作権料を甲に支払わなければならない。

3 前条の規定により著作権が甲及び乙の共有とされたデータベース等を甲及び乙以外の者に複製等により利用させた場合の著作権料は、当該著作権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(※オプション条項—必要に応じて追加—)

(進捗管理)

第〇条 甲は、乙に対し本受託研究の進捗状況に応じて進行状況報告書を〇ヶ月ごとにとりまとめ〇〇日以内に報告するものとする。

- 2 前項に定める他、甲は乙から請求があったときは、いつでも本受託研究の進捗状況について乙に報告するものとする。
- 3 乙は、前2項の報告に関して、必要な意見を述べることができ、甲は、その意見に十分留意しなければならない。

<※複数年度契約の場合、次の項を追加>

- 4 甲は、当該年度終了後〇〇日以内に年度末実績報告書を取りまとめ、報告会を開催し、次年度以降の研究の進め方等について協議を行うものとする。

<進行状況報告書の内容例>

- (1) 研究題目
- (2) 現在までの成果
- (3) 今後の課題・スケジュール
- (4) 特記事項

<年度末実績報告書の内容例>

進行状況報告書の内容に経費の支出実績や必要に応じて研究成果の活用方を追加記入

※ 点線内の報告書の内容は、あくまで例を示したものであり、報告書には相手方と合意した内容を記入すること。

医療機器提供・メンテナンス契約書

〇〇大学（以下、「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、本日、以下の条件で医療機器提供・メンテナンス契約を締結することで合意した。

第1条 乙は、その所有にかかる下記の〇〇〇〇（以下、「本件医療機器」という。）を甲に無償で貸与し、甲はこれを借受ける。

本件医療機器 〇〇〇〇

第2条 本件医療機器の使用貸借の期間は、契約日から〇〇年間とする。

第3条 本件物件についての修繕・補修等の費用は、すべて乙の負担とする。

第4条 甲は、本件物件を〇〇〇〇の目的以外に用いてはならない。

第5条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

〇〇年〇〇月〇〇日

借主（甲） 住所
〇〇大学

貸主（乙） 住所
〇〇株式会社

(2) 用語集

ア

■ インフォームド・コンセント

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(17) インフォームド・コンセント」より引用)

被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意志に基づいて与える、被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意をいう。

■ 疫学研究

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(1) 臨床研究 ③」より引用)

介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。

カ

■ 介入

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(2) 介入」より引用)

予防、診断、治療、看護ケア及びリハビリテーション等について、次の行為を行うことをいう。

- ① 通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施するもの。
- ② 通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集団を原則として2群以上のグループに分け、それぞれに異なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を与えると考えられる要因に関する作為又は無作為の割付けを行ってその効果等をグループ間で比較するもの。

■ 既存試料等

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(5) 既存試料等」より引用)

次のいずれかに該当する試料等をいう。

- ① 臨床研究計画書の作成時まで既に存在する試料等
- ② 臨床研究計画書の作成時以降に収集した試料等であって、収集の時点においては当該臨床研究に用いることを目的としていなかったもの

■ 共同臨床研究機関

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義 (15) 共同臨床研究機関」より引用)

臨床研究計画書に記載された臨床研究を共同して行う臨床研究機関(試料等の提供を行う機関を含む。)をいう。

■ 研究者等

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義 (11) 研究者等」より引用)

研究責任者、臨床研究機関の長その他の臨床研究に携わる者をいう。

■ 研究責任者

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(12) 研究責任者」より引用)

個々の臨床研究機関において、臨床研究を実施するとともに、その臨床研究に係わる業務を統括する者をいう。

■ 個人情報

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(6) 個人情報」より引用)

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

なお、死者に係わる情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の個人情報となる。

サ

■ 試料等

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義 (4) 試料等」より引用)

臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した DNA 等の人の体の一部並びに被験者の診療情報(死者に係わるものを含む。)をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液および排泄物並びにこれらから抽出した DNA 等は、含まれない。

■ 診療情報

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義 (4) 試料等」より引用)

診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

■ 組織の代表者等

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(13)組織の代表者等」より引用)

臨床研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

タ

■ 代諾者

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(18)代諾者」より引用)

被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該被験者にインフォームド・コンセントを与える能力のない場合に、当該被験者の代わりに、研究者に対してインフォームド・コンセントを与える者をいう。

■ 代理人

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(20)代理人」より引用)

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止の求めをすることにつき本人が委任した代理人をいう。

■ 匿名化

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(8)匿名化」より引用)

個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と係わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、その人の識別ができないようにすることをいう。

ナ

ハ

■ 被験者

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(3)被験者」より引用)

次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 臨床研究を実施される者
- ② 臨床研究を実施されることを求められた者
- ③ 臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出した DNA 等の人の体の一部(死者に係わるものを含む。)を提供するもの
- ④ 診療情報(死者に係わるものを含む。)を提供する者

■ 保有する個人情報

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(7)保有する個人情報」より引用)

臨床研究機関に属する研究者等が実施する研究に係わる個人情報であって、当該研究者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。

マ

■ 未成年者

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(19)未成年者」より引用)

満 20 歳未満の者であって、婚姻したことがないものをいう。

☆ 未承認医療機器

(倫理指針「用語の定義」にはないが、追加する用語の候補)

ヤ

ラ

■ 臨床研究

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(1)臨床研究」より引用)

医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究であって、人を対象とするものをいう。

- ① 介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの。

- ② 介入を伴う研究(①に該当するものを除く。)
- ③ 介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの(以下「観察研究」という。)

■ 臨床研究機関

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(14)臨床研究機関」より引用)

臨床研究を実施する機関(試料等の提供を行う機関を含む。)をいう。

■ 倫理審査委員会

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(16)倫理審査委員会」より引用)

臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について、被験者の人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から調査審議するために、次に掲げる者が設置した合議制の機関(次に掲げる者が合同で設置した場合を含む。)をいう。

- ① 臨床研究機関の長
- ② 一般社団法人又は一般財団法人
- ③ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条2項に規定する特定非営利活動法人
- ④ 医療関係者により構成された学術団体
- ⑤ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(医療機関を有するものに限る。)
- ⑥ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)
- ⑦ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)
- ⑧ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)

■ 連結可能匿名化

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(9)連結可能匿名化」より引用)

必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。

■ 連結不可能匿名化

(「臨床研究に関する倫理指針」の「用語の定義(10)連結不可能匿名化」)

個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

ワ

(3) 臨床研究に関連する規則・指針・通知等

(ドラフト版では掲載省略)

①臨床研究に関する倫理指針 (平成 20 年 7 月 31 日全部改正)

②臨床研究に関する倫理指針についての Q&A(平成 21 年 6 月 12 日版)

③臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供に係る薬事法の適用について
(平成 22 年 3 月 31 日付 薬食発 0331 第 7 号)

④ヘルシンキ宣言 (2008 年 10 月)

